

松野町地域防災計画改訂の概要

1. 改訂の基本方針等

(1) 改訂の基本方針

松野町地域防災計画は、平成 26 年 3 月及び平成 26 年 11 月の愛媛県地域防災計画の改訂、防災基本計画（中央防災会議）の改訂、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度の災害対策基本法の改正などとの整合を図りつつ、必要事項の改訂を行いました。

(2) 計画の目的

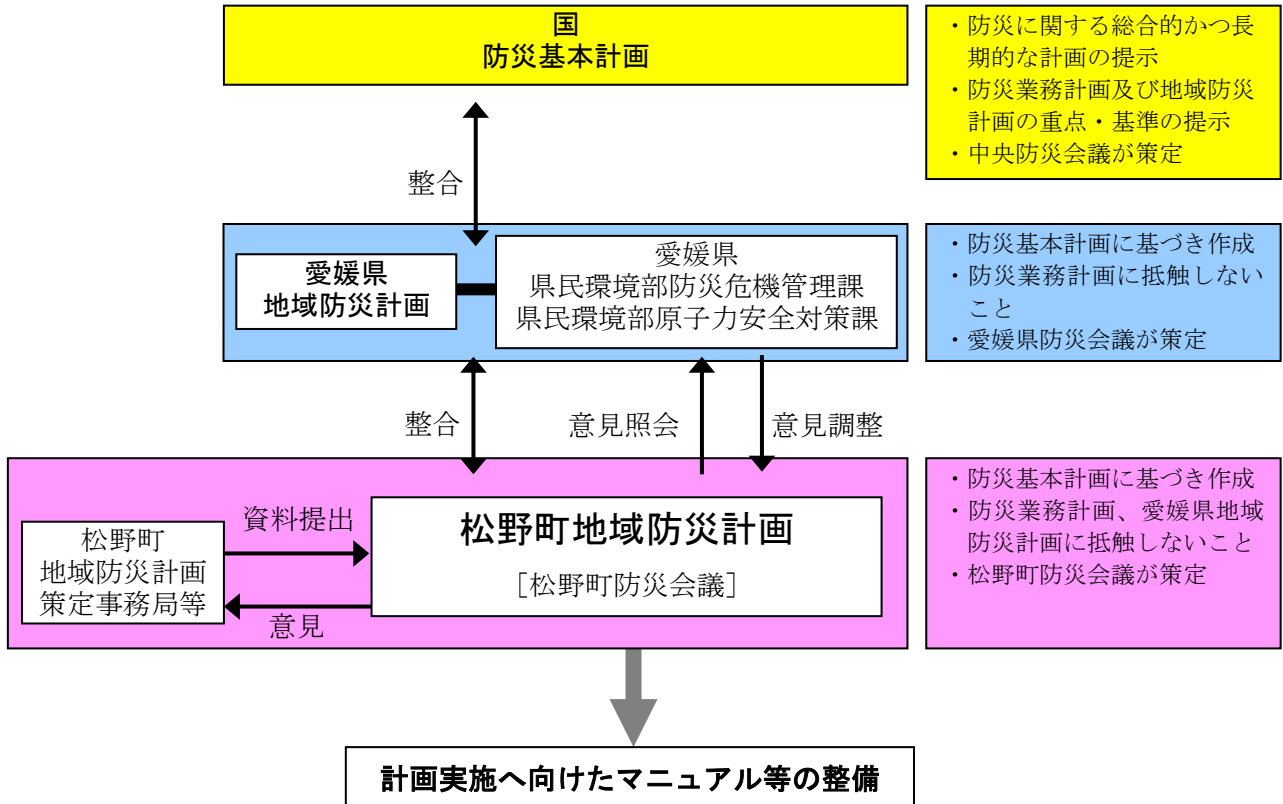
この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき松野町防災会議が作成する計画であって、町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、松野町の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とします。

また、県、町、防災関係機関、事業者、並びに住民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的かつ計画的に促進するものとします。

さらに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとします。

(3) 計画の位置づけ

災害対策においては、国や愛媛県との連携が必要となるため、国の防災基本計画や愛媛県地域防災計画との整合性を図りました。



(4) 国の動き

近年の防災に関する法律の改正や、中央防災会議の専門調査会の報告等は以下の通りです。

地方都市等における今後の地震防災対策の方向性（平成 24 年 3 月）

被災した地方都市における特有の課題を検証し、防災対策及び応急対応業務の見直しなどについてとりまとめている。

- 発災時の円滑な対応
- 自助・共助の促進
- 情報発信・広報
- 中山間地等の復興
- ボランティア、民間企業の役割と連携
- ライフライン・インフラの早期復旧
- 災害廃棄物対策
- 被災者の生活環境対策
- 特別な配慮が必要な人のための対策
- 孤立集落対策

災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）

東日本大震災を教訓に、災害が発生したときの国や都道府県の役割の強化などが盛り込まれた。震災で多くの市町村が被災し、自治体としての機能が著しく低下した事態を受けて、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集することや、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれている。一方、災害から身を守るための「避難」という行為の位置づけや、緊急事態の際の国や国民の役割などといった、これまでの災害で指摘されていた課題は盛り込まれていない。

防災対策推進検討会議（平成 24 年 7 月）

東日本大震災を踏まえ、災害対策に取り組むにあたり、国の取るべき基本姿勢、防災対策の基本理念、今後重点的に取り組むべき事項、今後の防災対策の充実に向けた指針等を示している。

災害対策のあらゆる再構築をめざして

- 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え、再生する取り組み
- 災害発生時の対応に向けた備えの強化
- 災害を予防するための多面的な取り組み
- 迅速かつ円滑な復興の取り組み
- 国の総力を挙げた取組体制の確立

防災基本計画の修正（平成 24 年 9 月）

平成 24 年 9 月 6 日、中央防災会議にて防災基本計画の見直しが決定された。災害対策基本法の改正や、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえた大規模広域災害への対策の強化（各編）や、原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化（原子力災害対策編）が盛り込まれた。

原子力災害対策指針の改訂（平成 25 年 6 月）

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の定めるところにより、平成 24 年 10 月 31 日に原子力災害対策指針を策定したが、内容の充実のため更なる議論が必要な事項を検討課題とし、平成 24 年 12 月と平成 25 年 6 月に、原子力災害対策指針〔改訂〕を公表した。①原子力事前対策の在り方（緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化）、②緊急被ばく医療の在り方（被ばく医療体制の整備、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備、スクリーニングの実施体制の整備）、③緊急時モニタリング等の在り方のうち S P E E D I に係る事項、④東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応についてとりまとめられ、原子力災害対策指針に盛り込まれた。特に、平成 25 年 6 月の改訂では、原発事故時に甲状腺被曝（ひばく）を予防する安定ヨウ素剤について、半径 5 キロ圏の住民に事前配布する際は自治体が説明会を開き医師によって服用方法や副作用の説明を行うことなどが明記された。

気象業務法の改正（平成 25 年 6 月）

気象庁が発表する現在の「警報」よりもさらに危険性が高いことを示す「特別警報」の導入を柱とする改正気象業務法が平成 25 年 5 月 24 日に成立。特別警報は、大雨や暴風など、その地域で数十年に一度程度の重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に気象庁が発表するもの。平成 23 年の台風 12 号災害では、気象庁が発表した「警報」では住民の避難につながらなかった経緯があり、1 ランク上の「特別警報」を発表することで、危険性を伝えて国民の生命を守るのに役立てるとしている。「特別警報」は気象の他に津波なども対象としているが、該当する「大津波警報」の名称や基準などは変更されない。

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）

自力避難が難しい障がい者や高齢者ら「要配慮者」の名簿作成を市町村に義務付ける改正災害対策基本法が平成 25 年 6 月 17 日に成立。国の調査で障がい者の死亡率が住民全体の 2 倍に上った東日本大震災を教訓に、名簿作成が市町村に義務付けられ、災害時は同意なしで外部に提供できるほか、提供先には消防や民生委員のほか、法的な守秘義務のない民間支援団体なども含まれる。一方で、改正災害対策基本法は、個人情報保護を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供については、同意を得た人の分に限定している。なお、名簿作成などには最大 1 年間の猶予が設けられている。その他、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などが新設された。

水防法の改正（平成 25 年 6 月）

平成 25 年 6 月の水防法の改正に伴い、河川管理者から水防活動への協力として、河川に関する出水時の情報提供（洪水予報等情報の市町村への直接伝達〔水防警報は対象外〕、ホットライン、破堤情報の提供、はん濫情報の提供等）や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等が盛り込まれた。また、浸水想定区域内の地下街や高齢者等利用施設、大規模工場等における自主避難確保・浸水防止の取組みの推進や、水防協力団体の指定対象拡大による建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携についても盛り込まれている。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 26 年 4 月）

内閣府は、過去の災害の経験等を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月策定）の全面的な見直しを行い、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たり考慮しておくべき事項を示した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を取りまとめた。以下の 3 点を柱として見直しを行っている。①「避難」は、災害から命を守るための行動であることをあらためて定義。②従来の避難所への避難だけではなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つとしている。③避難勧告等は、空振りをおそれず早めに出すことを基本。

また、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、自分の命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っている。住民の生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとれるような知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に、あくまでも自らの判断で避難行動をとることとなる。

土砂災害防止法の改正（平成 26 年 11 月）

多数の死者が出た広島市北部の土砂災害を教訓にした土砂災害防止法が改正された。土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査が遅れている都道府県に国が是正要求できるようにし、調査結果の公表を都道府県に義務付けることが柱となっている。

都道府県は土砂災害防止法に基づき、全国に 52 万 5,307 カ所ある土砂災害の危険箇所などを主な対象として警戒区域の指定を進めているが、平成 26 年 3 月末時点で、危険箇所の地形などを調べる基礎調査を終えた箇所は 38 万 3,493 区域、警戒区域の指定箇所はさらに少ない 34 万 9,844 区域にとどまっている。

災害対策基本法の改正（平成 26 年 11 月）

災害対策基本法の一部を改正する法律が公布・施行された。首都直下地震、南海トラフ地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、平成 26 年 2 月に発生した大雪においては、山梨県を中心に約 1,600 台（直轄国道のみ）の立ち往生車両等が発生し大規模な道路交通の途絶が発生しており、大雪時には車両の通行困難等で立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものとなっている。

土砂災害警戒避難ガイドラインの改訂（平成 27 年 4 月）

土砂災害防止法の改正を踏まえ、平成 19 年 4 月策定の本ガイドラインを改訂。土砂災害に対する警戒避難の体制づくりの手引き書として、都道府県、市町村等の防災担当者をはじめ、住民等幅広い活用を想定。

- ・ 土砂災害の危険性等の継続的な周知
- ・ 防災情報の住民等への確実な伝達
- ・ 避難勧告等の発令・解除における国・都道府県からの支援
- ・ 避難勧告時に求められる住民の避難行動

(5) 県の動き

県は、平成 26 年 3 月及び平成 26 年 11 月、平成 27 年 8 月に愛媛県地域防災計画を改訂しています。

【見直しの概要】

- …風水害等対策編、地震災害対策編に共通する事項
- …個別の編に特化した事項

【総論】

〔基本方針等〕

- 地域防災計画の決定過程における多様な視点の反映
- 最新の科学的知見及び過去の災害からの教訓を踏まえた災害対策の継続的改善
- 多様な主体が自発的に行う防災活動を促進
- 南海トラフ巨大地震対策として、県として取り組むべき施策等を盛り込んだ「えひめ震災対策アクションプラン」の策定

〔防災関係機関の業務〕

- 指定公共機関、指定地方公共機関の追加

〔地震被害想定〕

- 愛媛県地震被害想定調査結果を反映<地震>

【災害予防対策】

〔県民の防災対策〕

- 生活必需物資の備蓄を県民の責務としても規定し、家庭における 7 日分以上の備蓄を推奨
- 動物飼養者における、家庭動物との避難に備えた準備

〔自主防災活動〕

- 地区防災計画の作成
- 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設等の管理者による自主水防活動<風水害>

〔事業者の防災対策〕

- 生活必需品の供給事業者等は、国及び地方公共団体の防災施策に協力

〔避難対策〕

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 学校を避難所として指定する際の教育活動への配慮
- 市町は、住民等の円滑な避難のため、避難場所等を記載したハザードマップを配布

〔保健衛生活動体制の整備〕

- 保健師等の派遣・受入体制の整備
- 災害時保健衛生活動マニュアルの整備

〔要配慮者の支援対策〕

- 市町は、避難行動要支援者名簿を作成し、支援関係者に提供

〔広域応援体制の整備〕

- 大規模災害に備え、広域防災拠点を指定・整備

〔水害・土砂災害予防対策〕

- 市町は、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保するため必要な事項や浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設等の名称・所在について、印刷物の配布等により住民に周知＜風水害＞
- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、結果の公表による土砂災害の危険性の住民への周知
- 土砂災害警戒情報の市町への通知、一般に周知させるための必要な措置

〔道路災害予防対策〕

- 防災上重要な道路について、無電柱化を促進
- 緊急通行車両の通行確保のための道路管理者による放置車両等の移動等

〔災害廃棄物対策〕

- 災害廃棄物処理機能の多重化、代替性の確保

〔災害復旧・復興への備え〕

- 市町は、住家被害調査担当者の育成や応援協定の締結等、罹災証明書交付体制を整備

【災害応急対策】

〔防災組織の編成〕

- 特別警報導入に伴う災害対策本部設置基準の変更

〔情報の伝達〕

- ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力によるインターネットを利用した情報提供

〔広報活動〕

- 住民等の問い合わせに対する、被災者の安否情報の提供

〔避難活動〕

- 屋内での待避等の安全確保措置の指示
- 国及び県による、避難勧告等に関する市町への助言
- 避難勧告等伝達のための放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者への協力要請
- 避難勧告等解除時の安全確認

〔避難所の運営〕

- 避難所における家庭動物のためのスペース確保
- 避難所外に滞在する被災者の生活環境整備への配慮

〔緊急輸送活動〕

- 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する被災者の運送要請

〔災害拡大防止活動〕

- 災害応急対策活動に従事する者の安全確保

〔保健衛生活動〕

- 災害時保健衛生活動マニュアルに基づく保健衛生活動の実施
- 保健師、管理栄養士等の派遣要請

〔応急仮設住宅〕

- 学校敷地を建設用地とする場合の学校教育活動への配慮

〔要配慮者に対する支援活動〕

- 市町は、発災時において、同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿を活用し、必要な避難支援や迅速な安否確認等を実施

〔応援協力活動〕

- 国に対する応援要請を応急措置から災害応急対策に拡大

【災害復旧・復興対策】

〔災害復旧対策〕

- 大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請

〔復興対策〕

- 大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進

〔被災者の生活再建支援〕

- 市町は、住家等の被害調査を実施し、遅滞なく罹災証明書を交付
- 市町は、総合的かつ効率的な被災者支援実施のため、必要に応じ被災者台帳を作成
- 被災者支援の総合相談窓口の設置

【南海トラフ地震防災対策推進計画の概要】

①地震防災上緊急に整備すべき施設等

地震防災上緊急に整備すべき施設等については、地震防災対策特別措置法（以下、「地防法」という）においても規定されており、本県は、当該施設について、地防法第3条に基づく5ヶ年の整備計画である「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備を行っているため、南海トラフ地震特別措置法に規定する地震防災上緊急に整備すべき施設等に係る具体的な整備目標及びその達成期間については、「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する旨追加により具体的な整備目標及びその達成期間を定め、計画的な整備を図る旨追加（地震編 1-4-1「地震防災緊急事業五箇年計画」等の項目に追加）

②関係者との連携協力の確保

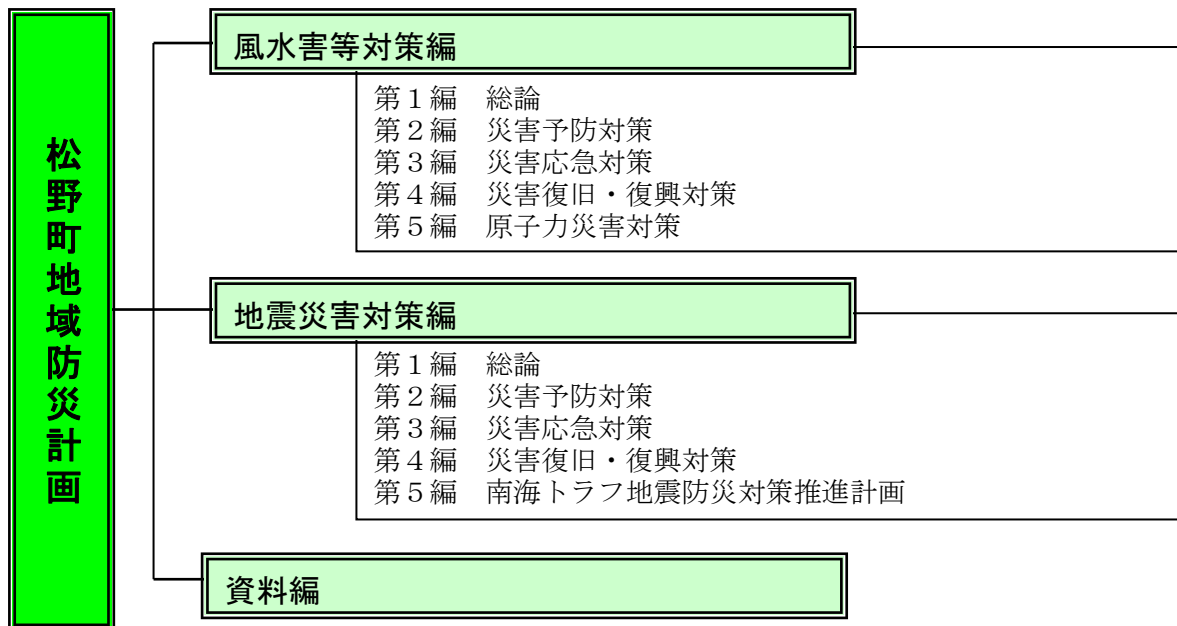
民間事業者の対策に加え、県、市町と民間事業者の協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策や、県、市町による一時滞在施設等の確保対策等を追加（地震編第3編第7章「災害拡大防止活動」等に、「帰宅困難者への対応」の項目を新たに追加）等

2 松野町地域防災計画の主な改訂事項

松野町地域防災計画の改訂作業にあたっては、国の防災基本計画や、県地域防災計画等の見直しを受け、町の災害要因、地域特性等を踏まえるとともに、広く防災・減災にかかる知見や東日本大震災等での課題を反映し、災害対策の強化を図ります。

(1) 計画の全体構成

風水害等対策編、地震災害対策編、資料編として構成しています。



(2) 東日本大震災を踏まえた対策の見直し〔全編〕

- ① 地震被害想定の見直し
- ② 地震防災対策に関する事項
- ③ 防災拠点の整備に関する事項
- ④ 災害発生時の被害情報等の受伝達
- ⑤ 備蓄に関する事項
- ⑥ 在宅避難者への支援
- ⑦ 帰宅困難者対策に関する事項
- ⑧ 災害復旧に関する事項

(3) 近年の災害特性を踏まえた対策の見直し〔全編〕

- ① 避難準備情報の発令に伴う避難勧告等の発令基準の見直し
- ② 要配慮者への情報伝達及び避難支援体制の整備
- ③ 避難所の運営や避難所における要配慮者への配慮に関する事項
- ④ 応援受入に関する事項

(4) 松野町及び関係機関の状況変化に伴う修正〔全編〕

町内・近隣周辺の施設や組織・団体の名称や電話番号等、町の人口等のデータなど、地域環境の変化に伴い、最新の状況に更新・修正を行いました。

(5) 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱の見直し〔全編〕

愛媛県地域防災計画の見直しや町の現状を反映させ、防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱の見直しを行いました。

(6) 基本方針（防災ビジョン）の見直し〔全編〕

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする旨記載しました。

(7) 松野町災害対策本部組織及び災害対策本部の事務分掌の見直し〔風水害等対策編〕

町の組織体制の変更等を反映させ、災害対策本部組織及び災害対策本部の事務分掌の見直しを行いました。

(8) 避難行動要支援者名簿の作成〔風水害等対策編〕

避難行動要支援者の実態を把握し、名簿を作成し、名簿の作成方法・取り扱い等については、町の「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に示す旨記載しました。

(9) 避難所における要配慮者や男女双方の視点による配慮〔風水害等対策編〕

避難所等においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること、また、避難所における生活環境に注意を払い、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なものとするよう必要な対策を講じる旨記載しました。

(10) 気象業務法の改正に伴う見直し〔風水害等対策編〕

気象業務法の改正に伴う、特別警報について記載するとともに、気象注意報・警報発表基準を最新の状況で確認・更新しました。

(11) 土砂災害対策の充実〔風水害等対策編〕

水害予防対策の中に土砂災害防止法に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るための、土砂災害警戒区域等の指定の推進などについて記載しました。

(12) 南海トラフ地震防災対策推進計画の追加〔地震災害対策編〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震発生に伴う円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としており、新たに記載しました。

(13) 災害時の情報伝達手段〔風水害等対策編〕

防災行政無線、緊急速報メール、移動系無線、I P告知端末、広報車、ラジオ、テレビ、CATV、インターネット、自主防災組織を通じての連絡、サイレン等、県や町のホームページ、広報紙の掲示、配布、広域避難所への広報班の派遣、総合案内所、相談所の開設等による周知について記載しました。

(14) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難勧告等判断基準の設定〔風水害等対策編〕

災害対策基本法の改正に伴う指定緊急避難場所及び指定避難所の指定のほか、洪水、土砂災害時の避難準備情報、避難勧告、避難指示の具体的判断基準の設定、広域避難者への配慮を記載しました。

(15) 原子力災害対策の追加〔風水害等対策編〕

福島第一原子力発電所における事態、対応を踏まえ、原子力災害対策を記載しました。原子力災害事前対策では、本町の役割、災害応急体制の整備、防災知識の普及、原子力防災訓練の実施、広域避難者受け入れ体制の整備について記載しました。緊急事態応急対策では、応急措置の概要、情報収集活動、緊急時モニタリング、広報・広聴活動、被災地への応援協力活動について記載しました。原子力災害中長期対策では、汚染の除去等、風評被害等の影響の軽減について記載しました。

(16) 松野町業務継続計画（BCP）の追加〔地震災害対策編〕

松野町業務継続計画では、業務継続計画の必要性、被害想定、職員の参集、災害対策本部設置場所、本部長の職務代理者の決定、電気、水、食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務について記載しました。